

渥美坂井法律事務所·外国法共同事業 Atsumi & Sakai

ニューズレター

2013年9月6日

【速報】中国商標法の第3次改正について

2013年8月30日、中国第十二界全国人民代表大会(日本の国会に相当)常務委員会第4次会議で、現行「商標法」(以下「現行法」)改正案が表決で採決され、新「商標法」(以下「新法」)が2014年5月1日より施行されることとなった。

現行法は 1982 年に制定され、1993 年と 2001 年に 2 回の改正が行われ、今回が 12 年ぶりに同法に対する第 3 回目の改正となるが、改正案が採決されるまで、計 3 回(2012 年 12 月、2013 年 6 月及び 2013 年 8 月)の審議及びパブリックコメントの募集というプロセスを経ている。

今後、新法の運用に関する細則(「商標法実施条例」と想定)も制定されると予想されるが、以下、新法における重要な改正ポイントを紹介する。

- (1) 初歩審査後に公告された商標に対する異議制度の完備
- ① 商標局による商標異議を審査した後の「裁定」手続きの削除

現行法では、商標異議に対する対応に関し、まず、商標局が審査して出した「裁定」に不服がある場合は商標評価審査委員会に対して「再審議」を申請し、さらに、「再審議」の決定に不服がある場合は訴訟を起こす、というプロセスであった。

これでは審査期間が長すぎて申請者が速やかに商標登録の認可を受けられないことや、悪意のある者が異議を提出して申請者の商標登録の認可を得られるまでの期間を遅らせること等の問題があった。これらの問題点を改善・防止するために、新法では、異議審査のプロセスを簡易化し、商標局による「裁定」手続きが削除された。即ち、商標局によって商標異議を審査し、登録の可否について「決定」を出し、登録可能との決定に対しては、異議申立人が当該登録商標の無効宣告を要求することができ、登録不可の決定に対しては、被異議申立人が再審議を申請することができる(新法第35条)。

② 「先権利」が侵害されたことを理由とする異議申立人についての制限

現行法では、何人からも異議申立をすることが可能であるが、すべての申立人に悪意がないと は限らないし、また、簡単に異議申立がなされて、異議審査の時間・コストが無駄に費やされる こともある。

そこで、悪意による異議申立等を防ぐために、新法では、「先権利」(現有する先に使用した権利の意味。新法第32条)が侵害されたことを理由とする異議申立については、その先権利者又は利害関係者のみが当該異議申立を提出することができると定められた(新法第33条)。

(2) 商標審査期限に関する新たな規定

現行法では、商標審査期限の規定がないため、新法では以下の規定が新設された。

- ① 商標局による初歩審査期限は9カ月である(新法第28条)。
- ② 商標局による異議申請に対する調査・確認に関する期限は 12 カ月である(新法第 35 条第 1 項)。
- ③ 商標評価審査委員会が商標局による「申請却下公告せず」との決定に対する再審査に関する期限は9カ月である(新法第34条)。
- ④ 商標評価審査委員会が商標局による「異議成立登録せず」との決定に対する再審査に関する期限は12カ月である(新法第35条第3項)。
- ⑤ 上記③と④について、特別な事由があって期限延長の必要がある場合、国務院工商行政管理部門の認可を得て、それぞれ3カ月と6カ月を延長することができる。

上記のほか、商標の無効に関する宣告、商標の取消に対する審査期限についても、相応の規定 を設けた。

(3) 「音声」の商標登録

「音声」が初めて、単独で又は従来の商標登録の対象(例えば、文字、図形、数字等)と組み合わせて、商標登録を受けることが可能になった(新法第8条)。

また、当然のことであるが、一部の「音声」(中国国歌と軍歌)が商標登録の除外対象となっている(新法第 10 条第 1 項第 1 号)。

(4) 著名商標について

中国が 1985 年に「工業所有権の保護に関するパリ条約」に加盟したことを契機に、2001 年の商標法改正にて著名商標(中国語: 馳名商標)の保護に関する規定を設けた。

そして、著名商標の英語名は「Well - Known Mark」であり、本来が関連公衆に熟知されている商標という意味で、商品自体の品質やブランドの名誉とは関係がない。また、認定された著名商標でも、終身制的なものではなく、関連案件が終了した後に当該商標に関する保護措置も完了されるべきである。

しかし、中国では、近年、一部の企業が悪意で、著名商標の認定が得られるように虚偽の申請をしたり、著名商標の名を用いて不正競争行為を行ったり、消費者の権益を侵害すること等が多く見受けられていた。また、著名商標制度に関する認識の不一致は、人民法院等において虚偽の著名商標認定案件が多かった理由の一つでもある。

そこで、今回の改正では、中国商標法における著名商標の位置及び関連制度を明確にすべく、 以下の規定を設けた。

① 個別案件認定と受動的な保護の原則

当事者が商標案件の中に自己の著名商標に対する保護に関する申請を提出した場合を除き、商標局、商標評価審査委員会及び人民法院が自ら商標法における著名商標の保護に関する規定を適用することをしてはならず、また、著名商標の認定結果は当該案件においてのみ有効である(新法第14条第1項)。

② 著名商標認定の3つのルート

従来では、著名商標の認定ルート(認定権を有する機関)について、部門規範(「著名商標認定及び保護規定」国家工商行政管理総局令第5号、2003年6月1日より施行)と司法解釈(「著名商標保護にかかわる民事紛争案件の審理に適用法律等の若干問題に関する最高人民法院の解釈」法釈[2009]3号、2009年5月1日より施行)のレベルにおいてそれぞれに定められたが、現行法においては関連の規定がない。

そこで、今回の新法は、当該ルートについて、商標局による認定、商標評価審査委員会による認定及び人民法院による認定という 3 つの認定ルールがあることを、初めて法律レベルで明確にした(新法第 14 条第 2 項、第 3 項と第 4 項)。

③ 著名商標の名を用いる宣伝の禁止

消費者を誤って誘導することを避けるべく、生産者・経営者が「著名商標」の文字を商品及び商品の包装・容器の上に、または広告宣伝、展覧及び他の商業活動において用いてはならず(新法第 14 条第 5 項)、当該関連規定を違反し、自己の商標が著名商標であることを宣伝する形で広告宣伝をした場合、主管の地方工商行政管理部門により是正警告を行うほか、10 万元の罰金が課される(新法第 53 条)。

(5) 悪意による商標の登録及び使用行為の禁止規定の新設

① 関係者による商標の抜け駆け登録行為の禁止

現行法で定められた悪意による商標の抜け駆け登録行為に関する禁止規定に加えて、(未登録) 商標の先行使用者と契約したり、業務取引関係及びその他の関係を持つ者が、他の者が当該商標 を使用していることを承知しているにも拘らず、当該商標と同一・類似の商標を同一・類似の商 品について抜け駆け登録を申請したところ他の者が異議を提出した場合、かかる登録をしないと の規定を新たに設けた(新法第15条第2項)。

② 他者の商標を自己の暖簾として使用する不正競争行為の禁止

他者の登録商標、未登録の著名商標を企業の暖簾として使用し、一般公衆を誤って誘導し、不 正競争行為に構成した場合、「反不正競争法」に基づいて処理する(新法第 58 条)。

(6) 商標専用権保護の強化

① 懲罰的な賠償制度の導入

損害賠償額の算定方法とは、通常、権利者が被った損失⇒侵害者が得た利益⇒商標ライセンス費という順で確定するが、悪意で商標専用権を侵害し、かつ情状が重い場合、当該方法で算定した額の1~3倍の範囲で、損害賠償額を確定する(新法第63条第1項)。

② 商標専用権権利者の挙証責任に対する軽減

人民法院は損害賠償額を確定するために、権利者が既に挙証に尽力したが、権利侵害行為に関する帳簿、資料を主に侵害者が所持する場合、侵害者に関連帳簿・資料の提出を命じることができる。また、侵害者が関連帳簿・資料の提出を拒否した場合、人民法院が権利者の主張及び提出した証拠を参考して損害賠償額を確定することができる(新法第63条第2項)。

③ 人民法院の裁量による損害賠償額の確定

商標専用権が侵害された場合における損害賠償額の上限を「50万元以下」から「300万元以下」までに引き上げた。即ち、権利者が被った損失、侵害者が得た利益若しくは商標ライセンス費を確定できない場合、人民法院が権利侵害行為の情状に基づいて、最高 300 万元の賠償を命じることができる(新法第63条第3項)。

(7) 商標代理機構に対する規制

商標代理機構の不正・違法行為に対する規制・罰則等について、部門規範(「商標代理機構管理 弁法」(国家工商行政管理総局令第50号、最新改正は2010年7月12日)のレベルでは既に定めら れたが、現行法では関連規定がないため、新法では、初めて法律レベルで以下のような規制を明 確にした。

ちなみに、商標代理を行うことができる機構に関しては、上記の「商標代理機構管理弁法」に基づいて工商行政管理部門による認可された商標代理機構のほか、工商行政管理部門にて届出を出した法律事務所(「法律事務所の商標代理業務への従事に関する管理弁法」国家工商行政管理総局 工商標字[2012]192 号、2013 年 1 月 1 日より施行。) も商標代理を行うことができる。

① 商標代理機構の忠実義務と守秘義務

商標代理機構は誠実信用原則に従い、法律・行政法規を遵守し、依頼人の委託に基づいて商標 登録申請やその他の商標に関する事項を代理し、代理過程において知りえた依頼人の商業秘密に 対して守秘義務を有する(新法第19条第1項)。

② 専門家による説明とポリシー

商標代理機構は、依頼人が登録しようとしている商標には商標法により禁じられ申請できない 事由が含まれる可能性がある場合、依頼人にその旨を明確に告知しなければならない(新法第 19 条第 2 項)。

商標代理機構は、依頼人が登録しようとしている商標が他人の商標を悪意で抜け駆け登録することに当たる等他人の権利を侵害するという事実を知り又は知りえる場合、その依頼を受けてはならない(新法第19条第3項)。

③ 懲戒等

商標代理機構が商標法の規定を違反した場合、法に基づいて法律責任を追及するほか、信用記録システムにも記載する。違法の情状が重い場合、商標局又は商標評価審査委員会により、当該代理機構からの申請業務を受理しないことを決定し、公告する(新法第68条第2項)。

本書は法的助言を目的とするものではなく、法的意見を構成するものではございません。 個別のお問合せ等ございましたら、下記の窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。お問合せに対し、当事務所の<u>範</u>国輝外国法事務弁護士(中華人民共和国法)による助言を差し上げることが可能です。

<窓口>

呉 哲(アソシエイト)

*但し、外国法事務弁護士の登録はない

E-Mail: <u>zhe.wu@aplaw.jp</u> Tel: 03-5501-2171(直通)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル

URL: http://www.aplaw.jp/

© Atsumi & Sakai 2013